

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：市民生活部環境未来推進課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-127	石巻市学習等供用施設条例	6	使用料の減免

審査基準の内容

石巻市学習等供用施設条例施行規則（平成25年3月29日規則第16号）

（使用料の減免）

第4条 条例第6条の規定による使用料の減免は、別表のとおりとする。

2 条例第6条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ石巻市学習等供用施設使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

別表（第4条関係）

減免範囲		減免率
1	市又は教育委員会が主催し、又は主体となって使用する場合	100 パーセント
2	市立の学校が児童又は生徒の教育目的のために利用する場合	100 パーセント
3	市又は教育委員会が行政施策上積極的に共催する事業に使用する場合	50 パーセント
4	市又は教育委員会が行政施策上積極的に後援する事業に使用する場合	25 パーセント
5	行政区、自治会、町内会等が地域のコミュニティづくりのために主催し、又は主体となって利用する場合	100 パーセント
6	市長又は教育委員会が公益上必要と認める場合	100 パーセント

設定年月日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日
-------	-----------	-------	-----------